



養育費確保とADR（&離婚講座）

— 今、自治体にできること —

認証ADRの3つ柱

平成19年4月にADR法が施行

法務大臣
の認証

法務大臣による
お墨付き
(ADR法5条)

法的効果

時効の中断
(ADR法25条)
調停前置
(ADR法27条)

法務省に
よる監督

1年に1度
報告の義務
(ADR法20条)

ADRって何ですか??

◆ADR (Alternative Dispute Resolution) (裁判外紛争解決手続)

・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」という。）
「訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、
公正な第三者が関与して、その解決を図る手続（1条括弧書）」

・法務省のHP（「かいけつサポート」）
「裁判によることもなく、法的なトラブルを解決する方法、
手段など一般を総称する言葉です。
例えば、仲裁、調停、あっせんなど、様々なものがあります。」



ADRの種類

身近なものから専門性の高い分野まで

- ・金融商品取引に関するトラブル
- ・事業承継のトラブル
- ・M&Aにトラブル
- ・不動産に関するトラブル
- ・離婚や相続といった親族間のトラブル
- ・自転車事故や近隣住民とのトラブル

弁護士や裁判所との違い

	調停・裁判	弁護士	ADR
紛争性	高い	高い	低い
費用	安い(高い)	高い	安い
中立性	中立	一方の味方	中立
利便性	平日の日中のみ	平日の日中のみ	平日の夜間・休日のOK・オンライン

養育費不払いの実態 重要！

養育費不払いの実態（母子世帯）

- 離婚した相手からの養育費を現在も受けている 24.3%
- 取り決めをしている 42.9% ←**そもそも取り決めていない！**
- 取り決めをしていない理由
 - ・ 相手に関わり合いたくない 31.4%
 - ・ 相手に支払う能力がないと思った 20.8%
 - ・ 相手に支払う意思がないと思った 17.5%

『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要』←情報いっぱい！

ADRと養育費

家族法研究会での議論の一部

<養育計画の義務化>

養育費と面会交流を取り決めないと離婚させないよ！



でも、何も知らないと決められないよ・・・。



研究会資料

- ・親プログラム（親教育）の実施（後述）
- ・養育計画作成に関する行政機関の関与（形式的判断）
- ・**ADR機関の関与**

養育費確保の2本柱 重要！

①養育費取決め率のアップ

- ・離婚前講座（親プログラム）
- ・離婚条件の厳格化（養育費や面会交流の取決めを義務化）
- ・行政機関の関与、**ADRの活用**

②取り決めた養育費の回収率アップ

- ・口約束の書面化（公正証書化）
- ・養育費保証会社の活用
- ・面会交流の実施
- ・強制徴収への法改正

厚労省の助成金



離婚前講座（親ガイダンス）

親ガイダンス（離婚講座・親教育）



①親の離婚を経験する子の福祉に関する情報提供

②夫婦が自分たちで養育費や面会交流を決めるための法的な知識付与

離婚時教育（親プログラム、親教育プログラム等）



諸外国（欧米を中心に）では離婚前の受講が義務化
 アメリカ（州による）、カナダ、シンガポール、韓国、イギリス、ドイツなど

日本の家裁

旭川家裁、盛岡家裁、東京家裁、横浜家裁、静岡家裁、名古屋家裁、岐阜家裁、大阪家裁、津家裁、金沢家裁、京都家裁、大津家裁、福岡家裁、宮崎家裁、鹿児島家裁などで実施

最高裁のYouTubeチャンネルでは、親教育動画をアップ



養育費確保の2本柱 重要!

① 養育費取決め率のアップ

・離婚前講座（親プログラム）

- ・離婚条件の厳格化（養育費や面会交流の取決めを義務化）
- ・行政機関の関与、ADRの活用

② 取り決めた養育費の回収率アップ

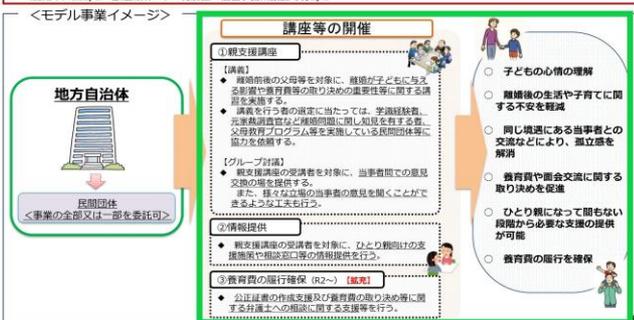
- ・口約束の書面化（公正証書化）
- ・養育費保証会社の活用
- ・面会交流の実施
- ・強制徴収への法改正

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

【令和3年度概算要求額：148億円の内訳（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する情報提供等を行う。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
 ＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2



パパとママの離婚講座

プログラムの内容（オンラインで2～3時間）

- ・親と子のメンタルケア（年齢別子どもへの影響等）
- ・一般的な離婚条件（養育費、面会交流、財産分与、年金分割）
- ・自治体の一人親支援制度の説明

令和3年度：港区、文京区、豊島区、目黒区、府中市、神戸市

港区の離婚講座

令和2年12月より開始（月1回）

- ・当センターの役割
 チラシ・申込フォームの作成・管理、参加者へのリマインド、講師派遣等
- ・区の主な役割
 広報・・・広報誌「みなと」への掲載、HPへの掲載、チラシ配布
 場所の確保・・・子ども家庭支援総合センター
- ・開催の方法は原則オンライン（1年に2回は対面・託児ありのハイブリッド）
- ・平日の午前2時間（1時間40分講座、20分区の支援制度の説明）

港区の例



- ステップ0 離婚前講座で取決めの必要性について情報提供
- ステップ1 ADRで養育費取決め支援
- ステップ2 養育費保証会社の活用
- ステップ3 面会交流の支援

養育費不払いの実態 重要！



養育費不払いの実態（母子世帯）

- 離婚した相手からの養育費を現在も受けている 24.3%
- 取り決めをしている 42.9%
- 取り決めをしていない理由
 - ・ 相手を関わり合いたくない 31.4%
 - ・ 相手に支払う能力がないと思った 20.8%
 - ・ 相手に支払う意思がないと思った 17.5%

この意識を変える働きかけが必要！

今日のポイント



- 1 養育費確保の支援は、

「親への支援」ではなく「子どもへの支援」

- 2 自治体による養育費確保の支援は、

「取決め率アップ」 + 「不払い対策」が効率的